

令和7年小野町議会定例会9月会議

議事日程（第1号）

令和7年9月4日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第42号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 5 議案第43号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 6 議案第44号 令和6年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について
〔上程、説明、質疑、以下日程第12まで同じ〕
- 日程第 7 議案第45号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第46号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第47号 令和6年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第48号 令和6年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第49号 令和6年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第50号 令和6年度小野町水道事業決算の認定について
- 日程第13 議案第51号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第3号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第19まで同じ〕
- 日程第14 議案第52号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第53号 令和7年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第54号 令和7年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第55号 令和7年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第56号 令和7年度小野町浄化槽整備事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第57号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決以下日程第21まで同じ〕
- 日程第21 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 議案の委員会付託
- 日程第23 報告第4号 令和6年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	古	崎	泰	介	君	2番	橋	本	善	雄	君	
3番	國	分	順	一	君	5番	會	田	百	合	子	君
6番	緑	川	久	子	君	7番	先	崎	勝	馬	君	
8番	竹	川	里	志	君	9番	宗	像	芳	男	君	
10番	水	野	正	廣	君	11番	中	野	孝	一	君	
12番	田	村	弘	文	君							

欠席議員（1名）

4番 羽 生 洋 市 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村 上 昭 正 君	副 町 長	藤 本 達 君
教 育 長	有 賀 仁 一 君	総 務 課 長 兼 デ ジ タ ル 推 進 室 長	先 崎 秀 一 君
企画政策課長兼 まちづくり 推 進 室 長	折 笠 顕 一 君	町 民 生 活 課 長	矢 吹 昌 之 君
健康福祉課長	佐 藤 金 哉 君	子 育 て 支 援 課 長	吉 田 隆 君
産業振興課長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 牧 英 一 君	地 域 整 備 課 長 兼 新 庁 舎 整 備 室 長	矢 吹 浩 司 君
教 育 課 長	赤 坂 泰 秀 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 税 務 課 長	味 原 ・ 一 君
代表監査委員	佐 久 間 金 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	郡 司 治 子	書 記	鈴 木 健 之
書 記	吉 田 浩 太 朗	書 記	国 分 勝 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和7年小野町議会定例会9月会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、4番、羽生洋市議員より、所用により欠席する旨の届出がなされております。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

1番 古 崎 泰 介 議員

2番 橋 本 善 雄 議員

を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会9月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

8番、竹川里志議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 竹川里志君登壇〕

○議会運営委員会委員長（竹川里志君） 去る8月26日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和7年小野町議会定例会9月会議の会議日程については、本日から9月12日までの9日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第44号及び議案第51号並びに議案第58号から議案第59号については起立採決とし、議案第42号から議案第43号まで及び議案第45号から議案第50号まで並びに議案第52号から議案第57号については簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第58号から議案第59号については委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第6号については郵送による提出であるため、小野町議会運営基準第131条により、審議は行わず陳情書の写しを全議員に配付するのみとすることに決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって、報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会9月会議日程は、本日から9月12日までの9日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第44号及び議案第51号並びに議案第58号から議案第59号については起立採決とし、議案第42号から議案第43号まで及び議案第45号から議案第50号まで並びに議案第52号から議案第57号については簡易採決により行うことといたします。

なお、議案第58号から議案第59号については委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第6号については郵送による提出であるため、小野町議会運営基準第131条により審議は行わず陳情書の写しを全議員に配付するのみと決定いたしました。

なお、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

定例会9月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

なお、農業委員会会長より、所用により欠席する旨の届出がなされております。

次に、監査委員から報告書が提出されております。

また、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

◎議案第42号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第42号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第42号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和7年小野町議会定例会9月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の中、ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、条例改正案件1件、規約変更案件1件、令和6年度各会計決算認定案件7件、令和7年度各会計補正予算案件7件、人事案件2件の議案18件のほか、財政の健全性に関する比率の報告1件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、直近の主な行政諸般の動向につきまして、その状況を申し上げ、議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りたいと存じます。

初めに、役場新庁舎建設事業についてであります。進捗状況につきましては、昨年度契約を締結した建築基本実施設計委託業務を引き続き実施しており、受注しております福島県建築設計協同組合において、現在、機能性や経済性などに配慮した建物の構造や、平面計画についての素案を作成しているところであります。

5月下旬から7月上旬にかけて開催いたしました町政懇談会において、新庁舎の整備計画の概要などについて説明を行ったほか、6月末には新庁舎における窓口や町民ホールなどの共用部分の活用方法についてのワークショップを行い、参加者からご意見をいただいたところであります。

建築設計業務のほか、今年度は、新庁舎建設地の敷地造成工事、小野町交流・定住支援館の解体工事、周辺道路整備工事を発注しており、工期内の完了に向けて工事が進められている状況であります。

事業内容につきましては、引き続き町民の皆さんへ広報紙などで周知を図り、ご意見をお聞きする機会を設けながら事業を進めてまいります。

次に、デジタル推進事業についてであります。町公式ウェブサイトで公開しております町民の皆さんから町政に対するご意見やご要望を募集するためのページをウェブサイト上で直接意見を投稿できるように修正し、名称を「デジタル目安箱」として、リニューアルしたところであります。

リニューアルに当たりましては、先月開催いたしました中学生議会での提案を受けたことから内容を見直したものであります。

次に、検診事業についてであります。住民総合健診の集団健診を7月28日から8月3日までの日曜日を含む6日間にわたり、実施したところであります。

検診内容は、特定健診、各種ガン検診、肝炎ウイルス検診などのほか、昨年度に引き続き乳がん検診につきましても同日の受診を可能とし、6日間の総受診者数が961人。昨年度と比較し130人増加したところであります。

また、今回受診できなかった方のために、11月16日の日曜日に追加健診を実施するほか、医療機関におきましても、特定健診や各種がん検診を受診することができることから引き続き周知・勧奨を行い、各種検診の受診率の向上に努めてまいります。

今後は、健診の受診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に対しましては、保健師による保健指導を実施し、町民の皆さんの健康の維持・増進に努めてまいります。

次に、小野町児童館「キラッと☆おの」の運営状況についてであります。一般来館者は8月25日時点で、子供1,205人、大人577人で、合計1,782人となっているところであります。

また、6月から、毎月1回であります。小野町社会福祉協議会と共同で小学生を対象に1回当たり30人程度の人数を募集し、こども食堂を実施しているところであります。

次に、農林業についてであります。初めに、今年も暑い日が続いていることから、気温が高い時間帯の農作業は避けるなど、熱中症対策を講じていただくよう周知を図っているところであり、年間を通じた農作業中の事故防止についても、機会あるごとに啓発を行っていくこととしております。

水稻の状況につきましては、登熟期の高温による品質低下が懸念されており、斑点米カメムシ類多発注意報も発表されておりますが、前年並みの品質となることを祈っているところであります。

また、気温の上昇に伴い、収穫時期が平年より5日から7日程度早まる見込みとなっており、農家の皆様に適期収穫を周知していく考えであります。

葉たばこの作柄状況につきましては、梅雨入り後の降雨も少なく、作業は順調に進み、早い方はお盆前に収穫を終了しているところであります。

猛暑による日焼けが見受けられますが、病害への抵抗性品種の導入が進み、平年に比べ病害は少ないと聞いており、収穫量は8月現在で10アール当たり250キロと、前年度より多く見込んでいるところであります。

単価につきましては、昨年より上がる見込みであり、昨年度に引き続き、資材高騰対策の補填金が措置されている状況であります。

園芸作物のうちピーマンにつきましては、尻腐れ果が多少見られるものの、収穫量は前年並みで、価格も前年並みに推移しているところであります。

インゲンにつきましては、7月は出荷量が前年より多い状況でありましたが、気温が高い日が続いた影響などにより、お盆期間頃から出荷量が減少しているところであります。

価格は、前年と比較すると高値で推移しており、出荷量が減った8月はさらに上昇しているところであります。

次に、農業の6次産業化・発酵のまちづくりについてであります。味噌部会におきまして昨年度栽培した大豆を活用して、みそを仕込みました。

11月に開催されるふくしま植樹祭・小野町70周年記念植樹祭において、ふるまい鍋を提供するための経費を補正予算に計上いたしました。

次に、プレミアム付商品券発行事業についてであります。地域における個人消費の喚起、消費者の生活支援と消費購買力の高揚、さらに、物価・燃料費高騰の影響を受けている町内事業所の売上げ向上を図るため7月にプレミアム30%つき的小桜ちゃんプレミアム付商品券の販売を行ったところであります。事前の購入申し込みは、7,000冊でありましたが、最終的に6,917冊の販売となりました。

次に、観光事業・イベントなどの開催についてであります。先月15日に開催されました商工会主催の夏祭りにおきましては、約4,000人の来場者があり、篁踊りなどの各種イベントが開催され、1,000発の花火が打ち上げられ、大いににぎわいました。

次に、空き家対策総合支援事業についてであります。今月、空き家協議会の設置を予定しており、現在関係機関と協議を行っているところであります。

次に、地域防災緊急整備事業についてであります。避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す取組を緊急的に支援することを目的として、令和6年度の国の補正予算により実施しております「新しい地方経済・生活環境創生交付金」に係る事業につきまして、これまでにしておむねの発注を終え、順次納品されているところであり、小野町議会7月第1回会議において、購入契約の議決をいただきました。自動パック式トイレや移動式冷風機についても納品となったことから、今月7日に実施する小野町防災訓練の際に参加者の皆様にご披露したいと考えております。

次に、教育行政についてであります。小・中学校におきまして、夏休み期間中に中学生議会を開催し、中学生議員の皆さんから活発な質問やご提案をいただいたところであります。

また、「広島平和記念式典派遣事業」に4名の中学2年生を派遣し、帰町後、報告会を開催し、全校生徒の平和意識の向上を図ったところであります。

学力向上対策事業としまして、昨年度と同様に中学3年生を対象としたサマーショートプログラムを実施したほか、小学4年生から中学3年生を対象に、塾講師を配置して自習室を開放する「夏休みセルフ・スタディ・サポート」を実施し、延べ150人の参加があったところであります。今後も小・中学校と連携しながら学力向上対策に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、持続可能なまちづくりについてであります。まちづくりを行うためには、職員の資質向上が大変重要と考えており、将来に向けた人材育成を図ることを目的といたしまして、実務研修として職員1名を今月16日から2か月間、北海道東川町に派遣いたします。東川町では、ふるさと納税や移住・定住施策に関する業務に従事し、研修する予定となっております。

以上、令和7年度に実施しております主要事業の一端を述べさせていただきました。

それでは、本定例会9月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、条例改正案件1件についてご説明申し上げます。

議案第42号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は福島県税特別措置

条例の地域経済牽引事業促進区域における課税免除の一部改正に伴い、認定された計画によって実施した事業に係る土地、建物、償却資産を取得した場合における固定資産税が課税免除となる期限を変更するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、固定資産税が課税免除となる対象施設等導入期限を令和7年3月31日から令和10年3月31日に改正するものであります。

施行期日は、公布の日から施行し、改正後の小野町税特別措置条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

以上、条例の一部改正案件1件につきまして、ご説明申し上げましたが細部につきましては、副町長以下、担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第42号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案第42号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第42号について質疑を終わります。

◎議案第43号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第43号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第43号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、規約変更案件1件について、ご説明申し上げます。

議案第43号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。本案は、南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散したことに伴い、組合の構成団体の数を減少させるため福島県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正内容につきましては、規約別表第1及び別表第2第1項、第4項に指定している「南会津地方環境衛生組合」を削除するものであります。

施行期日につきましては、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、令和7年4月1日から適用するものです。

以上、規約変更案件1件につきまして、ご説明申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議案第43号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案第43号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第43号について質疑を終わります。

◎議案第44号～議案第50号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第6、議案第44号 令和6年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、議案第50号 令和6年度小野町水道事業決算の認定についてまで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第44号～議案第50号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 次に、議案第44号から議案第50号までの令和6年度各会計決算認定、7案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第44号 令和6年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和6年度の一般会計の決算総額は、歳入総額69億787万4,978円、歳出総額63億8,990万8,496円、歳入歳出差引額は5億1,796万6,482円となり、翌年度への繰越事業の財源となる4,955万1,000円を差し引いた実質収支額は4億6,841万5,482円となりました。

次に、議案第45号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和6年度決算額は、歳入総額10億2,512万5,529円、歳出総額9億6,563万5,547円となり、実質収支となる歳入歳出差引額は5,948万9,982円となりました。

次に、議案第46号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和6年度決算額は、歳入総額1億3,217万6,939円、歳出総額1億2,492万6,033円となり、実質収支となる歳入歳出差引額は725万906円となりました。

次に、議案第47号 令和6年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和6年度決算額は、歳入総額14億7,514万9,813円、歳出総額13億3,094万4,141円となり、実質収支となる歳入歳出差引額は1億4,420万5,672円となりました。

次に、議案第48号 令和6年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和6年度決算額は、歳入総額4,918万338円、歳出総額4,734万2,370円で、実質収支となる歳入歳出差引額は183万7,968円となりました。

次に、議案第49号 令和6年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和6年度決算額は、歳入総額261万340円、歳出総額247万5,939円で、実質収支となる歳入歳出差引額は13万4,401円となりました。

次に、議案第50号 令和6年度小野町水道事業決算の認定についてであります。令和6年度の収益的収支決算額は、収入総額1億6,366万4,014円に対し、支出総額は1億5,029万580円となりました。資本的収支決算額につきましては、収入総額6,288万9,100円に対し、支出総額が1億2,848万5,499円となりました。

資本的収入が資本的支出に不足する額6,559万6,399円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填したものであります。

以上、議案第44号から議案第50号までの令和6年度各会計決算認定7案件につきまして、ご説明申し上げます。

したが、なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長等より説明をいたさせますので、慎重ご審議の上
ご承認を賜りますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎決算の審査結果の報告

○議長（田村弘文君） 次に、決算の審査結果の報告を代表監査委員に求めます。

代表監査委員。

佐久間金治代表監査委員。

〔代表監査委員 佐久間金治君登壇〕

○代表監査委員（佐久間金治君） 令和6年度決算に関する審査結果を報告いたします。

まず、令和6年度におきましては、小野町児童館の建設及び新庁舎建設に必要な各種事業のほか、人口減少
対策に向けた施策に関する取組など事業量が増大する中、様々な業務が遺漏なく、的確に進められました。職
員の皆さんの確実な取組に感謝いたします。

令和6年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び水道事業決算につきましては、各決算書、報告書の審査
に併せ、関係帳簿、証書などの関係書類と照合し、細部にわたる審査及び各課等の事情聴取を行いました
が、会計処理、計数等は正確であり、適正な決算と認めます。

また、投資的な事業の施行状況について、17件を抽出し、現地において審査いたしましたが、いずれも良好
な完成と成果を認めます。

なお、細部にわたる意見につきましては、令和6年度各会計決算審査意見書のとおりです。

以上、決算審査の報告といたします。

◎議案第44号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第44号 令和6年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第44号について質疑を終わります。

◎議案第45号～議案第50号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第45号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第50号 令和6年度小野町水道事業決算の認定についてまでの6議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第45号から議案第50号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第51号～議案第57号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第13、議案第51号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第3号）から日程第19、議案第57号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）まで、7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第51号～議案第57号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第51号から議案第57号までの令和7年度各会計補正予算7案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第51号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に3億8,988万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億2,869万1,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容についてであります。歳入につきまして増額となる主なものは、町税において個人町民税現年課税分、軽自動車税（種別割）現年課税分、地方交付税において普通交付税、国庫支出金において過年度分低所得者保険料軽減国庫負担金、子ども・子育て支援事業費補助金、社会資本整備総合交付金、県支出金においてふくしま森林再生事業県補助金、財産収入において土地売払収入、繰越金において前年度繰越金、諸収入において令和6年度子どものための教育・保育給付交付金、町債において公共事業等債であります。

減額となる主なものは、町税において固定資産税現年課税分、繰入金において財政調整基金繰入金、町債において過疎対策事業債であります。

歳出につきましては、初めに、4月の定期人事異動に伴い、人件費該当費目について所要の補正額を計上しているほか、増額となる主なものは、総務費において、新庁舎建築基本・実施設計業務委託料、イントラネット光ファイバ支障移転工事負担金、税過年度還付金、補助金等過年度償還金、民生費において、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金、衛生費において、水道事業会計補助金人件費分、農林水産業費において、ふくしま森林再生事業委託料、教育費において、雁股田分館用途変更手続委託料、ふるさと文化の館浄化槽水中ブローア修繕料、諸支出金において、財政調整基金、減債基金、公共施設等建設準備基金、公共施設等解体基金の積立金であります。

減額となる主なものは、総務費において、交流・定住支援館解体工事費、衛生費において、廃棄物処理共同事業負担金、たむら水再生センター負担金であります。

第2表、地方債補正につきましては、貸付予定額が決定したことから、過疎対策事業債において限度額を1億1,560万円減額し、3億2,380万円に公共事業債において限度額を9,090万円増額し、1億3,100万円とするものであります。

次に、議案第52号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に704万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,584万2,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、増額となる主なものは、県支出金において、特別交付金保険者努力支援分、財産収入において国保財政調整基金利子、繰越金において前年度繰越金であります。

減額となるものは、国民健康保険税において、一般被保険者国民健康保険税であります。

歳出につきましては、初めに、一般会計と同様に人件費について所要の補正額を計上しているほか、増額となる主なものは、国民健康保険事業において、国保事業費納付金、医療給付費分及び後期高齢者支援金等分、保健事業費において、住民健診受診勧奨業務委託料、基金積立金において財政調整基金積立金、予備費において歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第53号 令和7年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1,822万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,102万9,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、増額となるものは、後期高齢者医療保険料において、現年度分特別徴収及び普通徴収保険料、繰入金において事務費繰入金、繰越金において前年度繰越金。

歳出につきましては、増額となるものは、総務費においてシステム改修業務委託料、後期高齢者医療広域連合納付金において保険料納付金、諸支出金において過年度保険料還付金であります。

次に、議案第54号 令和7年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に8,774万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,449万1,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、増額となる主なものは、県支出金において、過年度分介

護給付費県負担金、福島県地域包括ケアシステム深化・推進事業補助金、繰入金において、事務費繰入金、繰越金において、前年度繰越金、歳出につきまして、増額となる主なものは、その他任意事業費において、地域包括ケアシステム深化・推進事業に係る各種経費、基金積立金において、介護給付費準備基金積立金、諸支出金において、過年度国県等交付金返還金、予備費において、歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第55号 令和7年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に13万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を231万5,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきまして、増額となるものは、繰越金において、前年度繰越金、歳出につきまして、増額となるものは、基金造成費において、文化・体育振興基金積立金であります。

次に、議案第56号 令和7年度小野町浄化槽整備事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入及び支出につきましては、収入は4,242万2,000円で、令和7年度当初予算に対し121万8,000円の減額、支出は4,788万5,000円で、令和7年度当初予算に対し121万1,000円の減額となるものであります。

主な補正の内容であります。減額となるものは、収入において、一般会計補助金、支出において、浄化槽事業費用の職員人件費、増額となるものは、企業債償還利息であります。また、資本的収支におきましては、補正はないものであります。

次に、議案第57号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入及び支出につきましては、収入は1億6,659万9,000円で、令和7年度当初予算に対し127万3,000円の増額、支出は1億5,618万8,000円で、令和7年度当初予算に対し164万6,000円の増額となるものであります。

主な補正の内容であります。増額となるものは、収入において、一般会計補助金、支出において、水道事業費用の職員人件費であります。また、資本的収支におきましては、補正はないものであります。

議案第51号から議案第57号までの補正予算案件7件につきましてご説明申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第51号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第51号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第51号について質疑を終わります。

◎議案第52号～議案第57号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第52号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第57号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）までの6議案について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第52号から議案第57号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第58号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第20、議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第58号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 人事案件1件についてご説明申し上げます。

議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、本年12月31日で任期満了となります現委員の小野町大字飯豊字大竹56番地、大方峯子氏を再度、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和8年1月1日より、令和10年12月31日までの3年間の任期となるものであります。

以上、議案第58号の人事案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第58号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第58号について質疑を終わります。

◎議案第58号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任とする意見に賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とする意見に決定いたしました。

◎議案第59号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第21、議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔事務局長朗読〕

◎議案第59号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 人事案件1件についてご説明申し上げます。

議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、本年12月31日で任期満了となります現委員の佐藤喜春氏から、本任期満了をもって退任したい旨の申出があったため、人格、識見とも優れている小野町大字塩庭字品ノ木7番地、草野幸雄氏を人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和8年1月1日より、令和10年12月31日までの3年間の任期となるものであります。

以上、議案第59号の人事案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第59号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第59号について質疑を終わります。

◎議案第59号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任とする意見に賛成する議員

の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とする意見に決定いたしました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第22、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎報告第4号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第23、報告第4号 令和6年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 報告第4号 令和6年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和6年度の決算における健全化判断比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標と併せて、公営企業会計の小野町水道事業会計及び小野町浄化槽整備推進事業特別会計の資金不足比率を報告するものであります。

実質公債費比率については、前年度より0.3%高い5.2%で、実質公債費比率以外の指標については、一般会計及び各特別会計の実質収支は黒字であり、また公営企業会計の資金不足も生じていないなどから、それぞれの比率は算出されないものであります。

以上、報告第4号 令和6年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてのご報告といたします。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前11時01分